別紙

■柏市生きもの多様性プラン素案（第二版）に対する意見（要約）

はじめに　生きもの多様性プランを通じて考えたいこと

頁	意見（要約）	委員名
4	「地球上で生きもの多様性が重要であるとされているのは」以下の文章は生物多様性の重要性の一部分のみを取り上げて，それが総てであるかのように書かれていて違和感を覚えます。以下のように書き換えてはいかがか。 「地球上で生きもの多様性が重要であるとされているひとつの理由に，変化する環境の中で，特徴が異なる生きものが多く存在したほうが，生態系全体としては生き残る生物が多くなる，という仮説があります。均一な遺伝的性質，，，（中略）レベルでも同様です。 このような様々なレベルで多様性を保つことで，生態系全体が強靭で回復力が高いシステムになることが期待できます。」	相澤副部会長

1．生きもの多様性とは

頁	意見（要約）	委員名
8	グリーンインフラのコラムの文について，【今，上記に挙げたNbSの一種である「グリーンインフラ」という言葉に注目が集まっています】とした方が本文とのつながりがわかりやすくなると思う。	相澤副部会長
10	「自然環境に接することで，ストレス解消の効果が得られることが報告されています。」ではなく，「自然環境に接することで，ストレス解消の効果が得られることが期待されています。」くらいの表現にしておくべき。	相澤副部会長
10	「生物種の絶滅危機が高まることが心配されています」ではなく，「生物種の絶滅リスクが高まることが心配されています」の方が良い。	相澤副部会長

2．生きもの多様性プランの基本的な考え方

頁	意見（要約）	委員名
13	見直しの方向性の表において，「目的が明確でない」に対するのが「市民生活における生きものや自然との関わりについて，わかりやすく説明する」について，プランを作る目的としては「市民生活における生きものや自然との関わりを向上させ，生きもの多様性の価値をみなで共有し，高めていく」といった文言にすべきではないか。	相澤副部会長
13	見直しの方向性で「施策を整理する（選択と集中）」となっているが，そのすぐ下の文章で，「施策」については基本的に維持することとし，…とあるため，矛盾が生じている。	相澤副部会長

3．柏市における生きもの多様性の現状と課題

頁	意見（要約）	委員名
29	「外来種」の中には，梅雨前線，偏西風等の影響で飛翔により自然に入ってきてしまうものも含まれるため，「・・・外来種を持ち込むのは多くの場合は人間であり・・・」ぐらいで良いのではないか。しかし「持ち込む」という言葉があるため，自然侵入は含まれないという文脈であるなら，このままでもよいと考える。	野村部会長
29	固有種というのは，その場所にしか生息・生育していない種のことを指す言葉なので，このプランでただ「固有種」と言うと，世界で柏市にしかいない種，という意味になってしまう。「在来種」などの言葉に置き換えた方が良い。	相澤副部会長
32	「坂巻家樹林地」ではなく「樹林地の一部」などとした方が良い。	相澤副部会長

4．生きもの多様性プランの将来像と基本方針

頁	意見	委員名
40,54	「なお，哺乳類，植物や水生生物などでは，外来生物の侵入が…」を「なお，哺乳類，植物や水生生物などでは，新たな外来生物の侵入が…」とした方がよいのではないか。	松清委員

5．施策の展開

頁	意見（要約）	委員名
51	「生きもの多様性重要地区（仮称）」について，仮称である意味はあるのか。	相澤副部会長
54,63	「身のまわり等で発見された場合の迅速な対応を推進します」ではなく，「身のまわり等で発見された場合の迅速な報告（通報？）や適切な対処方法等についても周知していきます」の方がよいのではないか。	松清委員

56	取組内容に下記の項目を追加してはいかがか。 項目：企業への環境教育の普及啓発 内容：事業者には，社員への環境教育を導入してもらうための普及啓発を進めます。 社員教育の一環として，環境社会検定資格等の取得を働きかけ，事業者には，定期的に，環境報告書(環境レポート，CSRレポート等)を発行してもらうことを検討します。	星委員

６．推進体制と進行管理

頁	意見（要約）	委員名
71	各主体がそれぞれの役割を担うために必要な情報（調査・記録と分析，その情報公開，学校教育・環境教育に資する教材作成）について，すべて「生きもの多様性保全活動」に包含されるものか。	松清委員

その他（全体）

頁	意見（要約）	委員名
－	土地所有者の方々や開発された宅地に住んでいる方は悪くないという趣旨の以下コラムの反映について検討ください。 【マチナカの樹林が消えていく理由】 ホットポイントの生物に大きな影響を与えているひとつの理由に「宅地開発」が挙げられています。これはマチナカ（市街化区域内）の私有樹林地で相続が起きた時，その土地は「宅地」として試算され，莫大な額の相続税がかかってしまうため，地主さんが手放してしまうといったことが起っているからです。これらの自然を恒久的に保全するための制度として，特別緑地保全地区制度がありますが，この制度を適用するには市がその土地を購入する財源を確保する必要があり，簡単には指定できません。マチナカの樹林を守る方策について，様々な主体が力を合わせて考えていく必要があります。	相澤副部会長